（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月16日	Ⅲ－3　特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 ：外部媒体へのデータのコピーを制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 ：全職員が、年に1回、個人情報保護に関してのe-ラーニングを受講し、事務外での利用をしないよう周知している。 ：各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 ：特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末に限定し、特定の記録媒体にのみ許可している。 ：特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵の管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。 ：保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。 ：機器を廃棄又はリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 ：業務端末の持出し、私物のPCの接続は禁止している。	・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 ：外部媒体へのデータのコピーを制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 ：外部記憶媒体内のデータは暗号化している。 ：全職員が、年に1回、個人情報保護に関してのe-ラーニングを受講し、事務外での利用をしないよう周知している。 ：各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 ：マイナポータル申請管理へアクセスできる端末を制限している。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 ：特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末に限定し、特定の記録媒体にのみ許可している。 ：特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵の管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。 ：保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。 ：機器を廃棄又はリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 ：業務端末の持出し、私物のPCの接続は禁止している。	事前	重要な変更
令和7年9月16日	Ⅲ－7　特定個人情報の保管・消去 リスク その他の措置の内容 ◆物理的対策	◆物理的対策 ＜本市における措置＞ ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所には、生体認証を含む二要素認証による入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、施錠できる場所に保管している。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	◆物理的対策 ＜本市における措置＞ ・特定個人情報を保管するサーバー設置場所には、生体認証を含む二要素認証による入退室管理を行っている。 ・LGWAN接続端末は業務時間外は施錠できる場所に保管している。 ・特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、施錠できる場所に保管している。 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
令和7年9月16日	Ⅴ評価実施手順 1．基礎項目評価 ①実施日	令和3年5月28日	令和7年9月16日	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出